

現状分析

- ・一般に飲食に供されることがなかったものや特殊な形態のもの等、様々な食品がいわゆる「健康食品」として流通するようになった。
- ・ダイエット用健康食品による多くの健康被害報告を契機に、平成14年いわゆる「健康食品」による健康被害発生の未然防止及び拡大防止のための対応手順「**健康食品・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領**」を策定し、健康被害発生時は都道府県等から厚生労働省に健康被害事例について任意の報告を行うよう通知している。
- ・厚生労働省が令和元年に行った国民健康栄養調査によると、男性の3割、女性の約4割の消費者が健康食品を普段から利用している。いわゆる「健康食品」に関心が高まっており、健康被害発生防止のため、健康被害の情報収集及び制度の周知が重要である。

課題

- ・現在、ホームページにいわゆる「健康食品」の制度概要や通知、健康被害情報などを掲載しているが、**毎月の閲覧数は8,000～9,000件程度**であり、他の食品の事業と比較しても差はあまりない。
- ・国民生活センターが運用しているPIO-NETには年間3000件程度の被害報告が寄せられているが、いわゆる「健康食品」に関して報告がなされた事例は年間で10～20件程度であり、制度が認知されていないと考えられる。
- ・そのため、いわゆる「健康食品」の安全性に関する認識を高め、また、健康被害発生時の対応手順の更なる周知を図る必要がある。

事業概要

【 新規 p 既存 モデル 大幅見直し】

- ・いわゆる「健康食品」に関する報告がなされた際に、臨床医等の専門家ワーキンググループを開催し、対応を検討する。
- ・消費者へのリスクコミュニケーションの実施（ホームページや講演会等での情報発信）。

【インプット】 【アクティビティ】 【アウトプット】 【短期アウトカム】 【長期アウトカム】 【インパクト】

